

埋戻しに係る検査・監視体制について

(財)城陽山砂利採取地整備公社

1 根拠法令

財団法人城陽山砂利採取地整備公社埋立処分地管理運営規程

2 検査・監視の目的

- ・ 搬入される建設発生土の安全性の確認
- ・ 埋立の適正な施工の確認

3 検査・監視の対象

(1) 対象範囲

- ・ 城陽山砂利採取地整備公社と契約を行なった埋立行為

(2) 検査・監視内容

- ・ 「土壌の汚染に係る環境基準」に規定する検査(事前検査、定期検査、抜取検査及び中間検査)
- ・ ステッカー発行及び掲出による搬入車両の特定
- ・ 搬入事業所に設置した監視所における建設発生土送付伝票の受渡しによる搬入土の特定及び目視による土砂の確認

4 検査・監視の体制、頻度

① 土壌検査については

- ・ 事前検査は、契約前に全て実施
- ・ 定期検査は、搬入事業所毎に月 1 回実施
- ・ 抜取り検査は、事業所に搬入毎に年 2 回実施
- ・ 中間検査は、搬入期間が概ね 1 年以上のものについて随時実施

② 搬入路毎に監視所を設置し、監視員による搬入時における建設発生土送付伝票の受渡と目視による確認

③ 施工状況については適宜確認

5 検査・監視の方法

- ① 土壌検査については、検査機関における分析
- ② 目視による土砂の確認
- ③ 現地における測量や丁張りの設置

6 不適正な場合の措置

- ・ 化学的に不適正なものについては、土壌・地下水の保全に係る審議会に諮り、場外搬出等必要な措置の実施
- ・ 土砂以外のものが混入していた場合は、現物の場外搬出と請負者等への指導
- ・ 不適正な施工については、口頭による是正指導

7 課題等

- ・搬入時の内容物の確認が、主に監視所通過時における目視のみとなっている。

8 考えられる改善策

- ・埋立場所における荷降ろし時の確認を実施する。(平成19年10月29日から実施済み)

財団法人城陽山砂利採取地整備公社埋立処分地管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人城陽山砂利採取地整備公社（以下「公社」という。）埋戻し事業等にかかわる埋立処分地の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(埋戻し材等)

第2条 埋戻し事業に用いる埋戻し材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）で定める産業廃棄物以外で、建設工事から発生する土砂（以下「建設発生土」という。）とする。

2 上記の建設発生土については、別表第1に定める。ただし、理事長が特に認めたものについては、この限りでない。

(関係機関等の協力)

第3条 理事長は、前条の建設発生土の発生状況を適確に把握し、建設発生土処分指定地として、当該事業の事業主体（以下「建設発生土事業主体」という。）及び関係機関等に協力を求めなければならない。

(事業計画)

第4条 理事長は、適切な埋戻し事業計画を毎年定めなければならない。

2 前項の計画は、次の各号に掲げる事項を調査し、決定するものとする。

- (1) 埋戻し場所及びその面積
- (2) 所有者名
- (3) 埋戻し容量
- (4) 埋戻しを行う時期及びその期間
- (5) その他必要な事項

3 事業計画決定にあたっては、京都府、城陽市及び近畿砂利協同組合（以下「組合」という。）と協議しなければならない。

4 事業計画を決定したときは、速やかに京都府、城陽市及び組合に計画書を提出するものとする。

(事業実施)

第5条 事業実施は、事業計画に基づいて行うものとする。ただし、理事長が防災上特に緊急事態の発生する恐れがあると認められた場合はこの限りでない。

2 理事長は、埋戻し事業の進捗状況を常に把握し、適正な事業の実施に努めなければならない。

3 理事長は、別に定める施工管理基準に基づいて適正な施工管理を行わなければならない。

(事前分析検査)

第6条 理事長は、地下水の水質保全を図るため、建設発生土の搬入に当たっては、事前分析検査を実施し、第2項に掲げる測定方法及び判定基準を満たすものについてのみ、その搬入を受け入れるものとする。ただし、建設発生土事業主体が当該年度の工事施工に際して、年度当初前3箇月に既に実施した分析検査で第2項に掲げる測定方法及び判定基準を満たすことが確認されているものについても同様とする。

2 前項の事前分析検査に係る検査項目、判定基準値及び測定方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号以下「環境基準」という。）によるものとする

3 試料の採取は、理事長が別に定める基準により行うものとする。

4 第1項の検査に要する費用は、公共事業（公共事業に準ずる事業を含む。）及び公共事業以外の事業の請負者（以下「請負者」という。）又は建設発生土事業主体の負担とする。

5 第1項の検査の実施に当たっては、理事長は、事前に請負者又は建設発生土事業主体との間において、十分な協議調整を行い、双方合意確認の上、理事長が別に定める様式により実施するものとする。

(受入契約)

第7条 理事長は、埋戻し事業に係る建設発生土の受入れをするときは、請負者との間に搬入受入契約を締結して行わなければならない。

2 理事長は、前項の契約を締結するときは、建設発生土事業主体と請負者の間の請負契約に係る関係事項を確認するとともに、

前項の契約の条項に関連する本管理運営規程の条項を請負者に周知徹底させなければならない。

(搬入)

第8条 前条の契約に基づく建設発生土の搬入は、財団法人城陽山砂利採取地整備公社及び近畿砂利協同組合の連名により発行する送付伝票によるものとする。

(搬入車両等)

第9条 理事長は、不法投棄の防止を図るため、請負者をして、建設発生土を搬入する車両（以下「搬入車両」という。）の運転者に、理事長が発行するステッカーを明示させなければならない。

2 理事長は、請負者に、建設発生土発生地において、前条の送付伝票に、発生地現場責任者（又はその代行者）による検印及び搬入車両番号等の記入を受けさせなければならない。

3 理事長は、第1項のステッカーを携帯していない車両又は送付伝票に前項に定める検印及び記入がない車両の建設発生土の搬入は認めない。

4 理事長は、建設発生土の積載を規定量以内とし、積荷の落下・飛散を防止するとともに、日曜日、祝日及び雨天の日の搬入を禁止し、早朝、夜間、通学時間帯の運行は避けるなど、周辺住民の迷惑とならないよう、請負者を指導しなければならない。

(監視員等)

第10条 理事長は、事業の実施に当たっては、危険防止及び不法投棄の防止を図るため、埋戻し場所周辺に外柵を設置するとともに、監視員を配置して、安全確認をさせなければならない。

2 前項の監視員は、搬入建設発生土について、産業廃棄物の混入を認めた場合又は搬入車両が前条第1項及び第2項の要件を備えていないと認めたときは、搬入を拒むとともに、その旨を理事長に報告しなければならない。

3 このほか監視員の業務については、理事長が別に定める。

(中間検査)

第11条 理事長は、第7条に基づき、建設発生土の搬入受入契約を締結した事業のうち概ね1年以上の継続事業については、その搬入残土の安全性を確保するため、搬入期間内の適当な時

期に再度、その発生地の土壌につき第6条第2項に定める分析検査を実施するものとする。ただし、当該土壌に係る工事が、港湾、河川等を除き小規模工事等である場合は、検査を省略することができる。

- 2 前項の検査費用は、請負者に負担させるものとする。
- 3 第1項の検査の結果、発生地が、判定基準に適合しないことが判明した場合、理事長は、直ちに建設発生土の搬入を中止させなければならない。
- 4 前項の場合、理事長は当該請負者との第7条に基づく搬入受入契約を解除するものとする。
- 5 前項の場合、理事長は、既搬入建設発生土について、適切な安全回復措置をとらなければならない。
- 6 前項の費用は、請負者が特定できる場合は、請負者の負担とする。ただし、特定ができない場合は、その負担について、その都度、関係者と協議するものとする。

(抜取検査)

第12条 理事長は、搬入建設発生土の安全性を確保するため、前条のほかに、建設発生土搬入に際し、任意の車両の搬入残土の一部を採取し、土壌分析検査を実施するものとする。

- 2 前項の検査費用は、公社が負担するものとする。
- 3 第1項の試料の採取日時は、請負者に事前に通告しないで行うものとする。
- 4 第1項の分析検査における検査項目は別表第2によるものとし、その判定基準値及び測定方法は、環境基準によるものとする。
- 5 理事長は、第1項の分析検査の結果、当該建設発生土が前項の判定基準に適合しないものであることが判明した場合、当該請負者による建設発生土の搬入を中止させなければならない。
- 6 前項の場合理事長は、速やかに当該建設発生土の発生地土壌について、不適合となった項目の分析検査を再度実施しなければならない。

その検査費用は、公社が負担するものとする。

7 第5項の措置は、前項に定める検査の結果、判定基準に適合するものであることが確認された後でなければ解除してはならない。

8 前条第4項及び第5項の規定は、第6項の場合にこれを準用する。

(定期検査)

第13条 理事長は、既搬入建設発生土について、定期的に分析検査を実施しなければならない。ただし、この場合の検査項目は別表第2によるものとし、年1回は環境基準に定める項目を実施するものとする。

2 前項の検査結果は、京都府、城陽市及び組合に報告しなければならない。

3 第1項の検査費用は公社が負担するものとする。

4 第1項の検査の結果、判定基準を上回る建設発生土の存在が確認された場合、当該建設発生土の搬入業者の特定が可能な場合には、前条第5項から第8項までの規定を準用する。

(処分料)

第14条 理事長は、第7条の規定により搬入される建設発生土について、一定の基準による建設発生土処分料を徴収するものとする。

(手数料)

第15条 理事長は、第9条の規定による運搬車両について、一定の基準によるステッカーの貸与保証金として別に定める額を預かるものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が、別に定める。

附 則

この規程は、財団法人城陽山砂利採取地整備公社設立の日から施行する。

附 則

- 1 平成2年度内での事前分析検査の実施に伴い、それに要する費用負担は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までは、財団法人城陽山砂利採取地整備公社の負担とする。

附 則

(施行期日)

第6条の規程は、平成2年12月3日より施行する。

附 則

(施行期日)

第12条の規程は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の日の前日において、改正前の規程第6条第2項の基準による事前分析検査を受けた残土についての第12条第4項及び第13条第1項に規定する検査の判定基準は引き続き3月間、改正前の規程を適用することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第2項関係)

建設発生土一覧表

種 類	備 考
<p>港湾、河川等の浚渫に伴って生じる土砂、その他これに類するもの。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について (昭和46年10月16日厚生省環境衛生局長通知)</p>
<p>土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。</p>	
<p>上記のうち建設工事から生じる次のもの 砂、砂利など 岩石を粉砕したもの 粘土、シルトなど</p> <p>ただし、建設廃材が混合しているものには、法律が適用されるものがあるので、注意を要する。</p>	<p>建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(平成2年5月31日厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知)</p>

別表第2（第12条及び第13項関係）

抜取・定期検査項目

項	目
	カドミウム
	全シアン
	有機燐
	鉛
	六価クロム
	砒素
	総水銀
	アルキル水銀
	P C B

別表第3 (第6条第3項関係)

事前分析検査に係る試料の採取方法基準I

(港湾・河川等を除く)

区 分	採 取 方 法
ア工事延長による場合	工事延長が100m以下は3箇所とし、100mを越える場合は100mを越える毎に1箇所追加する。 なお、1工事1検体は、分割工事を除き原則として400m未満を限度とする。
イ工事面積による場合	工事面積が500㎡以下は3箇所とし、500㎡を越え1,000㎡以下は4箇所、1,000㎡を越え1,300㎡以下は5箇所、1,300㎡を越える場合は6箇所とする。 なお、1工事1検体は、原則として1,500㎡を限度とする。
ウその他	上記の判断に選りがたい場合は、公社の指示する場所とする。

※ 採取する試料の量は、1箇所当り100g程度とし全箇所をまとめて混合し、1工事1検体として検査する。

事前分析検査に係る試料の採取方法基準Ⅱ

(港湾・河川等)

工事の種類等	採 取 方 法
ア河川浚渫工事	工事延長が100m以下は3箇所とし、100mを越える場合は、50mを越える毎に1箇所追加する。
イ河川改修工事	工事延長が100m以下は3箇所とし、100mを越える場合は、100mを越える毎に1箇所追加する。
ウ池沼工事	流出入口及び中間点（岸边）の3箇所とする。
エ湖及び港湾工事	河口及び海岸（岸边）を含み3箇所とする。
オ採取箇所(深さ)	採取する試料は、河床より30cm～40cmの深さの土砂とする。
カその他	上記の判断に選りがたい場合は、公社の指示する場所とする。

※ 採取する試料の量は、1箇所当たり100g程度とし、全箇所をまとめて混合し、1工事1検体として検査する。